

# 令和5年度事業計画

社会福祉法人琴平町社会福祉協議会

## 事業にあたり

コロナに対する考え方が変わってきたことにより、今までできなかったことができる年になってくる。人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことが出来る「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉活動のあり方について今一度見直し、時代に合った地域福祉事業の推進を図っていく。そのためにもコミュニティソーシャルワーク（CSW）をする組織として原点に戻り、全員が意識をして取り組んでいく。

①まず、包括的支援体制の構築が地域住民が安心して暮らせる一つの方策であることは押さえておかなければならない。社協事業の中でも地区ネット活動は、地域共生社会づくりの要である。住民が住民を支える仕組みとして、地域住民の参加と協力をより一層求め、住民と共に地域づくりを行う活動である。そのためには、社協職員のOJT<sup>※1</sup>の体制を作り、地域福祉を推進する組織として役割を担っていきけるよう職員のスキルアップに努める。

②新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金貸付の償還が開始されている。その中でも返済免除となった世帯を中心に生活のしづらさを抱えていないかなどの相談支援が必要である。この特例貸付は初回相談がほとんどなく、収入が減っていたら即座に貸付可となっていたため、本人のことや世帯状況等を把握できていないため、慎重に対応しなければならない。特例貸付から顕在化した生活課題への取り組みは、今年度の取り組みの中でも重要と位置付け、この新型コロナウイルスの影響によって、孤立、孤独となった方々をどのようにして発見し、地域と結び付けていくか、相談まで結び付けていくかが大事になってくる。

③また、近年全国各地で様々な災害が起き、人々の生活基盤が一瞬でなくなっている。社協として一刻も早くBCP<sup>※2</sup>を策定する必要があり、災害時でも、社協事業が継続的に実施できるような仕組みと、訓練が大事であり、それが住民の安心安全につながっていく。

最後に、社協としてできることを今まで以上に考え、動き、そして住民の信頼を得ていかなければならないことを肝に銘じておきたい。また、行政との協議を深め、社協の動きや住民の動きを伝え、官民一体となった琴平の地域づくりに励み、琴平で住んでいて良かったと思えるまちづくりをしていく。

※1 OJT・・・On the Job Training（オンザジョブトレーニング）の略で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法

※2 BCP・・・「事業継続計画」。自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

### 重点目標

- ① 包括的支援体制構築、行政と局内連携体制の構築
- ② 特例貸付免除対象者に向けたチームアプローチ
- ③ 災害及び感染症対応体制の推進（BCPの策定）

## 事業計画

### I、法人経営

適切な法人経営を行うと共に、総合的な企画や各部門間の調整等を行う。組織としてのコンプライアンスに即した環境整備を行う。

#### (1) 理事会・評議員会の運営等

- ①理事と事務局による定期的な意見交換会の開催
- ②行政、社協・包括による、包括的支援体制の構築に向けた実務者会議の実施

#### (2) 財務運営・管理

- ①不正を起こさせない職場環境づくり
- ②内部けん制の仕組みづくり

#### (3) 財源の確保

- ①会員制度の拡充
- ②自主財源拡充に向けた職員の意識改革への醸成を図る

#### (4) 労務管理・業務改善

- ①働き方改革など時代の要請を受け止め、フレックスタイム等を検討し、魅力ある職場づくりに努める
- ③ICT（情報通信技術）導入を含む業務改善の検討をしていく

#### (5) 災害時の体制整備 **重点**

- ①法人としての災害時対応とBCP（事業継続計画）の策定
- ②行政との災害時協定締結に向けての協議
- ③職員訓練の実施

#### (6) 社協の見える化・見せる化戦略

- ①事務局通信シャントセナの毎月発行
- ②福祉ことひらの発行
- ③ホームページの運用
- ④緊急告知システムの運用
- ⑤SNSの運用

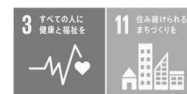
#### (7) 職員研修の充実

コミュニティソーシャルワーク（以下「CSW」という）を行う組織として、職員研修を行いCSW機能を理解し、地域福祉推進に努める。

- ①OJTの仕組み
- ②法人化40年の歩み

### II、地域共生社会の実現に向けた地域づくり

包括的な支援体制構築に向けて、地区担当による相談支援体制の構築からチームアプローチができる仕組みがまだ不十分なので、構築できるようにする。また、地域づくりとして、地区ネット活動が肝となるので地域の課題を明確化しつつ地域活動に繋げていく取り組みをしていく。



## 1、地域福祉推進による包括的な支援体制の構築

### (1) 地域福祉推進体制

福祉委員による気になる世帯への見守り声掛けが、地域に明かりを灯す灯となる活動になるよう、活動の活性化を図り、自治会長や民生委員との連携強化を行いながら、地域の課題に、住民が気付き、解決に動く仕組みづくりをしていく。住民活動が活発になるように地区担当職員がしっかりとバックアップを行っていく。

#### ①福祉委員研修会の開催

福祉委員研修会を開催し、先進地視察などを行う。

#### ②地域福祉懇談会の開催

ささえあいマップづくりを通しての地域課題の把握と民生委員、自治会長、福祉委員との懇談。 7月～9月にかけて実施

#### ③各地区ネット活動の推進・支援

地域福祉懇談会で出た意見・課題を各地区ネットで提起し、地域活動の推進を図る。

i 地区別活動計画を策定する。

ii 住民ニーズに沿った活動

iii ささえ愛隊との連動

iv 地域組織活動支援

・西山地区（花壇）・各婦人会活動・各食生活推進協議会活動 等

#### ④ささえ愛こんぴらの推進

i 定例会の開催 偶数月

・進捗状況の報告

・新たな「ささえあい」の協議

・地区ネット活動との連動

ii ささえ愛隊<sup>※3</sup>の活動及び推進

・広報・周知・隊員及び会員募集

・運営委員会の開催

・訪問型サービス B<sup>※3</sup>の運用協力

iii 買い物支援への取り組み

・こんぴら朝市実行委員会への参画・協力

こんぴら朝市 毎月第2、第4日曜日に開催

・買い物号による買い物支援

実施日：毎週月・木曜日 10:00～12:00

新しい仕組みをつくる



### (2) ふれあいいきいきサロンの推進・支援

地域住民のふれあいの場、憩いの場としての機能があるふれあいいきいきサロン。地域とのつながりを持つことによって、生きがいを持てるように継続してけるように後方支援を行っていく。

①ひだまりクラブ活動の推進

新型コロナウイルス対策とともに参加者の高齢化により活動が低調になっているクラブを中心に高齢者の健康増進やフレイル予防の活動を重視した地域包括支援センターの支援プログラムを加えて活動の充実を図る。

②ひだまりクラブ交流会

楽しみを持って、イキイキとするような交流会を企画・運営



(3) 福祉活動拠点の管理運営及び利用促進

住民の活動拠点として、ボランティア活動の場、地域の情報の集まり、地域の活動の活性化を目指す。

①サービステーションちよつとこ場

②楽集館

③梅ちゃん家



(4) 地域包括支援センター受託事業

社協に受託された地域包括支援センターの強みを活かし、包括的支援体制の構築に努め、個別支援から地域づくりを一体的に推進する。

①総合相談業務 他機関との連携・協力

i 認知症総合支援事業

・認知症キャラバンメイト連絡会の開催

ii 認知症サポーター、キッズサポーター養成講座の開催

iii 認知症カフェ事業

iv 認知症 SOS ネットワーク

②権利擁護業務 本人の意思決定支援を中心に地域生活支援を構築する

i 成年後見制度等の活用促進

ii 高齢者虐待の対応

iii 困難事例への対応

iv 消費者被害の防止

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 専門職連携

i 地域ケア会議の開催

ii 在宅医療介護連携推進事業

④介護予防ケアマネジメント業務 介護保険事業の適正な利用推進

i 一般介護予防事業

・介護予防普及啓発事業

・介護予防講演会の開催

ii 地域介護予防活動支援事業

・介護予防自主活動

・介護予防サポーター養成講座の開催



(5) 香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての取り組み

制度の狭間や制度外にある福祉課題・生活課題の解決に向け、生活困窮者自立支援事業その他相談支援と連動性を持たせながら社会福祉法人や民生委員児童

### 委員協議会と共に仕組みを作る。

- ①民生委員児童委員協議会、町内社会福祉施設との連携・協働
- ②定例会の開催 担当者による協議の実施
- ③フードドライブ及びフードパントリーの開催



地域住民及び社会福祉法人施設、行政等からフードバンクとして食品類を募集し、食支援を行う。

- ④引きこもりやヤングケアラー等、社会的孤立に繋がる状況の発見と支援



### (6) 住民の地域活動の推進

住民が活動していることをバックアップしていくことにより、次世代のキーパーソンとなる人材の発掘・育成をめざす。

- ①プラットフォーム関係団体支援

i 4 1 5 のわ、K<sup>3</sup>、ウォークアミーガ、まちじゅう図書館

- ②琴平町ボランティア連絡会議活動支援

ちょっとこ場の当番を継続的に行うと共に、地域住民がボランティアで運営しているため、気軽に相談できる場としての機能があり、継続できるようにしていく。

i ちょっとこ場の運営の継続

### (7) 地域福祉活動計画（地域福祉計画）の見直し

平成30年度に策定した第2次地域福祉活動計画の見直し。現状の評価と制度改正に合わせた計画内容の修正と見直し。

## 2、福祉教育・ボランティア学習

### (1) 福祉教育の推進及び福祉教育活動支援



- ①町内学校（小・中・高）への福祉に関する授業の支援・協力、各種福祉体験の実施及び共同募金協力

- ②自治会やひだまりクラブ、各ボランティア団体への出前講座

- ③第20回四国地域福祉実践セミナーIN さぬき市 令和6年7月15、16日

- ④地域福祉を考える住民大会

第38回琴平町社会福祉大会の開催

開催日：令和6年2月10日（土）

### (2) 実習生の受け入れ



社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー養成現場実習を受け入れ、次代を担う福祉専門職の育成に取り組む。さらに、若い世代が地域に入ることによる地域の活性化を図る。

宿泊型実習及び通勤型実習



### 3、各種行事の開催

「福祉教育」として、地域住民が自分の地域は自分たちで創っていくという意識づくりにつなげる。また、住民に職員の顔を知る、職員が地域住民の顔を知る機会となり、気軽に相談できる体制を狙う。

#### (1) 住民・ボランティア交流事業「ふれあいデー」の開催

開催日 7月21日(金) 17時半～19時半

#### (2) 第49回チャリティー作品即売展の開催(12月2,3日実施予定)

○実行委員会への協力



### 4、相談支援・権利擁護 重点

総合相談機能として、これまでの地域づくりの中で、住民との関係性を作り、全ての相談を地区担当で担えるようにしていく。さらに各相談支援事業担当と連携・協働し、住民が安心して安全に暮らすことができるよう体制をつくる。

#### (1) 相談支援・権利擁護における福祉総合相談事業の実施

①相談員及び専門相談支援《高齢者地域支援体制整備・評価事業》

②365日24時間相談支援体制 …夜間電話対応

### ＜地域共生社会のセーフティネットとしての相談窓口＞



#### ③生活福祉資金貸付事業

- ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図っていく。
- ・特例貸付免除世帯に対してのチームアプローチ(生活困窮者自立支援事業と一体的に行う) …重点

#### ④生活困窮者自立支援事業



社会的孤立、債務、滞納、就職について、病気のことなどすべての相談に対し包括的に受け止め、支援プランを作成し本人の自立に向けて伴走型支援を行っていく。

i 生活福祉資金新型コロナウイルス感染症対応特例貸付事業との連携

ii 農商工連携による中間就労 …重点



・フライドガーリック作業<sup>※4</sup>

#### ⑤日常生活自立支援事業



認知症高齢者、障害などによって判断能力が不十分な方(本人の意思が確認できることが前提)を対象として、それらの方が自立して地域生活を送ることが出来るよう支援するとともに、権利を擁護する事を目的とする。

#### ⑥成年後見事業



日常生活自立支援事業と共に認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることが出来るよう法的に支援していく。

i 中核機関への協力

ii 市民後見人養成講座の開催（善通寺市、多度津町、まんのう町、琴平町で共同開催）

⑦ 日常的金銭管理等支援サービス

ご自身で金銭管理ができなくなってきた方への金銭管理支援を行い、自立に向けて地域生活を送ることを支援する。



⑧ 地域生活総合支援サービス事業【名称：まるっと安心サービス】

様々な生活課題に対し、相談の中から様々な福祉サービスや制度と制度外サービスをコーディネートする。また、単身者・世帯、親族の協力・支援を受けにくい方への入退院支援、死後対応も行っていく。



i 住民の食を確保する拠点 まちのキッチン「もぐもぐ」《公益事業》

買い物支援として地域に根差した拠点。見守りの拠点。



⑨ 指定特定相談支援事業及び一般相談支援事業

障害のある方の相談を受け、本人が安心した生活が送れるように、また自立した生活をめざし、支援プランの作成を通して関係機関と連携し支援する。



⑩ 権利擁護に関する相談

高齢者及び障害者・児童の虐待に関する相談

i 地域包括支援センター、行政担当課と連携



### Ⅲ、介護・生活支援サービス

関係機関や民生委員、ボランティア団体、地域住民等の協力を得ながらつながりを創っていくことを意識し、「地域で暮らしている」実感を持つような支援をめざす。



#### 1、生活支援サービスの推進

(1) 食事サービス事業（会食・配食）



(2) 福祉機器の貸出・・・車いすやその他福祉機器が必要な方に貸出

(3) 移動支援・・・福祉車両の貸し出し

#### 2、介護・生活支援サービス

(1) 訪問介護、居宅介護支援事業

① 居宅介護支援事業

② 訪問介護サービス

③ 介護予防サービス

(2) 障がい者福祉サービス事業

訪問介護員によるサービス

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、同行援護

(3) 受託運営事業

① 高齢者配食サービス事業



おおむね 65 歳以上で、買い物に行けなかったり、調理することが困難な方が対象。訪問調査後、行政による決定で利用開始

② 介護予防事業

頭の体操と手先の運動を行うことによる介護予防を行う。





③生きがい活動支援通所事業

健康維持を図ることを目的とし、介護にならない体づくりをする。

④生活管理指導員派遣事業

訪問介護員を派遣し、基本的な生活習慣を習得のための指導、家事援助、対人関係の構築に対する支援、関係機関等との連絡調整などのサービスを提供。

⑤軽度生活支援員派遣事業

外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類等の洗濯、家庭内の整理整頓、入院時に必要な物を届けたり、洗濯の支援等軽易な日常生活上の援助を行なうために、生活援助員を派遣



IV、共同募金事業

①琴平町共同募金委員会運営及び共同募金運動への協力・支援

②共同募金「まちづくり事業」による事業の実施

V、収益事業

(1) 特産品活用事業

①ガリック娘販売による収益で地域福祉活動推進

②ガリック娘の副産物を活用した新商品の加工 罫 (…P6-4-④-ii と同)

・中間的就労

